

福岡県公報

平成二十八年十月十四日
第三千八百三十五号
増刊
①

目次

告示(第七百四十号)

○漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部を改正する告示

(漁業管理課) …………… 一

告示

福岡県告示第七百四十号

漁船損害等補償法に基づく加入区の指定(昭和六十二年十月福岡県告示第千四百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

表を次のように改める。

加入区の名称	加入区の区域
糸島加入区	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家、二丈深江、二丈片山、二丈松末、加布里、岩本、千早新田、志摩船越、志摩久家、志摩岐志、志摩新町、志摩姫島、志摩芥屋、志摩小金丸、志摩野北
福岡市西部加入区	福岡市西区大字西浦、大字宮浦、大字小呂島、大字玄界島
福岡市加入区	福岡市西区今津、能古、姪の浜、愛宕浜、小戸、中央区福浜、港、那の津、荒津、東区箱崎、箱崎ふ頭、東浜、博多区築港本町、沖浜町
福岡市東部加入区	福岡市東区奈多、雁の巣、大字志賀島、大字弘
新宮相島加入区	糟屋郡新宮町大字新宮、大字湊、大字相島
福津加入区	福津市西福岡、津屋崎、渡

神湊加入区	宗像市神湊、江口、福津市勝浦
大島加入区	宗像市大島、大島宮崎
鐘崎加入区	宗像市鐘崎、上八、田野
地島加入区	宗像市地島、地島豊岡、地島泊
遠賀加入区	遠賀郡岡垣町大字波津、芦屋町西浜町、幸町、大字山鹿、山鹿
岩屋加入区	北九州市若松区大字有毛
脇田加入区	北九州市若松区大字安屋、大字脇田
藍島加入区	北九州市小倉北区大字藍島、大字藍島本村、大字藍島大泊
脇之浦加入区	北九州市若松区大字小竹、大字脇之浦
若戸加入区	北九州市若松区浜町、桜町、老松、戸畑区、八幡東区
平松加入区	北九州市小倉北区平松町、日明、東港、西港町
長浜加入区	北九州市小倉北区長浜町、末広、砂津、高浜
門司加入区	北九州市小倉北区大字馬島、門司区(新門司加入区、今津加入区の区域を除く。)
新門司加入区	北九州市門司区田野浦、大字柄杓田、柄杓田町、大字喜多久、恒見町、大字恒見
今津加入区	北九州市門司区大字今津
吉田加入区	北九州市小倉南区大字吉田、下吉田、上吉田
曾根加入区	北九州市小倉南区曾根新田、曾根新田北、曾根新田南、大字曾根、朽網
苅田町加入区	京都郡苅田町幸町、神田町、港町、磯浜町
蓑島加入区	行橋市大字蓑島、大字東大橋、大字金屋
行橋加入区	行橋市大字沓尾、大字今井、大字元永、大字長井、大字稲童
豊築加入区	築上郡築上町大字西八田、大字東八田、大字宇留津、大字椎田、大字湊、大字有安、豊前市大字松江、大字八屋
宇島加入区	豊前市大字宇島、大字沓川

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

吉富加入区	築上郡吉富町大字小犬丸、大字小祝、大字直江
大川加入区	久留米市城島町青木島、城島町江島、大川市大字鐘ヶ江、大字下青木、大字向島、大字小保
大野島加入区	大川市大字大野島、大字榎津
上新田加入区	大川市大字新田八六〇番から一四三二番までの範囲、大字九網
川口加入区	大川市大字新田一番から八五九番までの範囲、大字一木、大字紅粉屋
久間田加入区	柳川市七ツ家、久々原、間
柳川加入区	柳川市吉富町、上宮永町、彌四郎町、佃町、下宮永町
浜武加入区	柳川市吉原、南浜武、古賀、西浜武
沖端加入区	柳川市矢留本町、筑紫町、矢留町
両開加入区	柳川市大浜町、有明町、橋本町
皿垣開加入区	柳川市大和町皿垣開、大和町栄
有明加入区	柳川市大和町明野、大和町豊原、大和町谷垣
中島・山門羽瀬加入区	柳川市大和町中島四〇〇番から九二〇番まで、大和町六合、大和町鷹ノ尾、みやま市瀬高町河内
大和加入区	柳川市大和町中島（中島・山門羽瀬加入区の区域を除く。）
高田加入区	みやま市高田町江浦、高田町黒崎開、高田町徳島、高田町永治
新三浦加入区	大牟田市大字岬、大字唐船、健老町、大字手鎌、大黒町、北磯町、中町、浜田町、西浜田町
三池港加入区	大牟田市三川町、三里町、高砂町、上屋敷町、天領町、南船津町、早米来町、小浜町
筑後川加入区	久留米市田主丸町、三井郡大刀洗町、朝倉市、うきは市
矢後川加入区	八女市、筑後市、みやま市瀬高町（みやま市瀬高町河内を除く。）
下筑後川加入区	久留米市三瀬町、城島町（大川加入区の区域を除く。）